

磯部 5 区地域内の土地について、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第 30 条第 1 項の規定に基づき土地の筆界(境界)について当該土地の所有者等から確認を得て調査するところ、下記土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者があるため、同条第 4 項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により公告する。

記

- 令和8年7月15日

千曲市長 小川 修一

地籍調査による筆界案の作成公告

磯部 5 区地域に接する土地について、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第 30 条第 1 項の規定に基づき土地の筆界(境界)について当該土地の所有者等から確認を得て調査するところ、下記土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者があるため、同条第 4 項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により公告する。

ついては、下記のとおり、筆界案を確認することができる者は公告期間内に筆界案について意見を申し出ることができ公告期間内に申出がないときは筆界案を確認したも
のとして筆界の調査を行うものとする。

記

- 1.土地の所在・地番 千曲市大字磯部字宮林 1982 番
- 2.筆界案を確認できる場所 千曲市役所 3 階 農林課国土調査係事務室
- 3.筆界案を確認できる者 上記 1 の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4.筆界案を確認でき、意見を申し出ることができる期間
令和 8 年 7 月 15 日(水)午前 8 時 45 分から令和 8 年 8 月 4 日(火)午後 4 時 30 分まで
(土日祝祭日の閉庁日を除く。)
- 5.筆界案の作成者 千曲市経済部農林課国土調査係

令和 8 年 7 月 15 日

千曲市長 小川 修一